

原規規発第 2111241 号  
20211119保第3号  
令和3年11月25日

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制委員会

経済産業大臣 萩生田 光一

伊方発電所第3号機の試験使用承認について

令和3年11月19日付け原子力発第21294号をもって申請がありました上記の件については、原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第18条第1号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

原子炉本体  
炉心

2. 使用期間

自：令和3年11月30日

至：平成29年9月29日付け原規規発第1709291号20170707保第3号をもって認可した原子力発電工作物に対する、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格日

### 3．使用の方法

ウラン 235 濃縮度を 4.10wt%とする燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t 二酸化ウラン燃料を装荷した原子炉本体が、所定の炉心性能で、安定した連続運転ができることを確認できるまで原子炉本体を試験使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき運転する。